

部分供給に関する指針

平成24年12月策定
平成28年3月一部改訂
令和5年4月一部改訂
令和6年6月一部改訂
資源エネルギー庁

1. 基本的な考え方

- 部分供給については「適正な電力取引についての指針」に規定されていたところ、事例が少なく、具体的な実施方法についての慣行が確立されてこなかった。平成24年7月に総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会が取りまとめた「電力システム改革の基本方針」において、部分供給に係る供給者間の役割分担や標準処理期間等についてガイドライン化するとされ、これを受けて平成24年12月に「部分供給に関する指針」を策定した。本指針においては、部分供給の実施方法の典型的な具体例を各パターンごとに示すことで、事業者間で協調して部分供給を行うことができる環境整備を行うものである。

※部分供給とは、「複数の小売電気事業者から一需要場所に対して、各々の電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態」をいう。なお、低圧における部分供給は、競争政策的な観点からは意義は希薄と考えられることから、旧一般電気事業者は新電力や需要家からの部分供給の依頼に対し、必ずしも応じることを求めないものとする。

- また、本指針については、電力システム改革の基本方針において「市場における十分な競争状態を実現するため、特にベース電源や夜間に活用できる電源が不足しているといった新電力※の事業実態に配慮した措置」であり、かつ、「卸市場が機能するまでの当面の措置」とされており、それまでの間の指針と位置づけられる。

※一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」という。）以外の小売電気事業者のことを指す。

- なお、各供給者は、分担している部分について契約上の責任を負うとともに、需要家の希望を最大限踏まえた対応を行うことが求められる。

2. 部分供給のパターン

- ・ 部分供給については、以下の2パターンが考えられる（別紙1参照）。なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（又は他の小売電気事業者）が通告値によるベース供給を行い、他の小売電気事業者（又は区域において一般電気事業者であった小売電気事業者）が当該ベース供給（通告値によるもの）を除いた負荷追随供給を行う供給形態（通告型部分供給）については、部分供給として実施することはできない¹。

パターン1：区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（又は他の小売電気事業者）が一定量のベース供給を行い、他の小売電気事業者（又は区域において一般電気事業者であった小売電気事業者）が負荷追随供給を行う供給形態【横切り型部分供給】

※ベース供給とは、負荷追随を行わず、一定量の電力供給を行う形態の電力供給を指す。

パターン2：区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（又は他の小売電気事業者）が一部の時間帯に負荷追随供給を行い、他の小売電気事業者（又は区域において一般電気事業者であった小売電気事業者）がそれ以外の時間帯に負荷追随供給を行う供給形態【縦切り型部分供給】

※1：自家発補給契約の別契約化については、「自家発補給契約の運用に係る指針」による。

※2：部分供給を実施するに当たっては、本指針のほか、「適正な電力取引についての指針」による。

¹ ただし、令和6年6月15日より前に、一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、通告型部分供給が実施されている需要場所（通告型部分供給の実施にあたり、新規に接続供給契約を締結する場合にあっては当該接続供給契約の申込みが完了している需要場所を、既存の接続供給契約を変更し需要場所を追加する場合にあっては当該変更の申込みが完了している需要場所を含む。）については、当面の間、引き続き通告型部分供給を実施することができるが、当該契約等の更新時等の新電力の事業運営に過度な負担とならないタイミングで、通告時間の見直し（スポット市場の入札期限よりも前、例えば、常時バックアップと同様に前日午前9時とするなど、新電力が実務的に対応可能な範囲において、ベース供給を行う小売電気事業者と負荷追随供給を行う小売電気事業者等の合意の下で設定されることが考えられる。）を行うことが望ましい。

3. 具体的な実施方法

上記2. のパターンを前提に、部分供給用契約電力や基本料金・電力量料金の算定方法、供給電力量の仕分方法などの具体的な実施方法を提示する。なお、パターン1 とパターン2 の組み合わせによる部分供給を否定するものではない。

※各項目の具体的内容は、特記されていない限り2つのパターンに共通したもの。

(1) 部分供給用契約電力の算定方法

パターン1（横切り型部分供給）については、ベース供給を行う供給者（以下「ベース供給者」という。）の部分供給用契約電力はその供給電力の予想値とし、負荷追随供給を行う供給者（以下「負荷追随供給者」という。）の部分供給用契約電力は、契約電力の決定方法に応じ、以下の2つの算定方法が考えられる。

○契約電力を直近1年間の全体需要電力の実績値により決定する契約形態の場合（全体需要電力の年間最大値の合計が500キワット未満の場合）は、直近1年間の全体需要電力の実績値から、ベース供給者からの供給電力の予想値を差し引いた値の最大値に基づき算定する。なお、部分供給を開始した後、直近1年間の全体需要電力の最大の実績値がベース供給者の契約電力を下回った場合の取り扱いは、需要家の意向を踏まえ、当事者間で事前に協議しておくことが適当である。

○また、契約電力を協議により決定する契約形態の場合（全体需要電力の想定年間最大値が500キワット以上の場合）は、直近1年間の全体需要電力の実績等を踏まえ、1年間を通じての全体需要電力の予想値から、ベース供給者からの供給電力の予想値を差し引いた値の最大値に基づき算定する。

パターン2（縦切り型部分供給）についても、上記と同様の算定方法を基本としつつ、各供給者が供給する時間帯における供給電力の最大値に基づき算定する。

(2) 基本料金・電力量料金の算定方法

部分供給の料金の設定に当たっては「適正な電力取引についての指針」に準拠することとし、部分供給を行う需要形態に応じた適切な料金を適用する。

なお、パターン2（縦切り型部分供給）における発電又は放電に係る料金については、各供給者が契約電力に応じて電源等を確保していると考えれば、需要家が一供給者から全量供給（需要家が一供給者のみから電力供給を受ける一般的な供給形態）を受けの場合に比べて各供給者に支払う基本料金の合計額が高くなる可能性があることに留意が必要である。

(3) 供給電力量の仕分方法

パターン1（横切り型部分供給）については、ベース供給者からの供給電力量は、あらかじめ契約において定められた値とし、負荷追随供給者からの供給電力量は、30分ごとの需要場所全体の供給電力量の実績値から、ベース供給者からの30分ごとの供給電力量の値を差し引いた値の合計値とする。ただし、30分ごとの需要場所全体の供給電力量の実績値があらかじめ契約において定められた値を下回った場合は、当該実績値を、ベース供給者からの30分ごとの供給電力量とし、負荷追随供給者からの30分ごとの供給電力量はゼロとする（別紙2参照）。

パターン2（縦切り型部分供給）については、あらかじめ契約において定められた各供給者が供給する時間帯における供給電力量とする。

(4) 託送供給における料金等の取り扱い

送配電については、部分供給の場合も全量供給の場合と同様に、一般送配電事業者又は配電事業者が保有する送配電設備によって行われるため、送配電に要する費用は全量供給の場合と同一である。

したがって、パターン2（縦切り型部分供給）を受けの場合に需要家が支払う電気料金に含まれる託送料金相当分については、需要家が一供給者から全量供給を受けの際に支払う額と同額となるよう運用することが適当であり、それを上回る又は下回る場合には調整が必要となる²。な

² パターン1（横切り型部分供給）の場合、部分供給の場合の各供給に係る契約電力の合計が全量供給の場合の契約電力に一致するため、託送供給に係る基本料金に関する調整は原則生じない。また、各供給者がいずれも常に供給する契約であるため、制限中止割引に関する調整も生じない。な

お、ここで調整が必要となるのは託送供給に係る料金であり（下記①～④の料金）、託送供給以外の発電又は放電に係る料金についての調整は不要とする。

① 託送供給に係る基本料金

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は託送供給契約相当の契約電力、他の小売電気事業者は託送供給契約電力に基づき算定した託送供給に係る基本料金の合計について、一供給者による全量供給の場合と比べて上回る分を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が請求する電気料金に含まれる託送料金相当において「流通費用調整額」として調整する（別紙3参照）。なお、どちらか一方の供給者がその供給範囲においてその1月の間、全く電気を使用しない場合の託送供給に係る基本料金は半額となるが、もう一方の供給者の供給範囲において電気を使用すれば、半額とした基本料金分についても、流通費用調整額として調整されることに留意が必要である。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が一般送配電事業者と別主体となり、託送供給等約款に係る料金その他の供給条件を適用して部分供給を行う場合にあっても、基本的には、上記の考え方と同様に流通費用調整額による調整などの取扱いを行うものとする（以下、②～④についても同じ。）。

② 制限中止割引

制限中止割引における延べ日数又は延べ時間数は、各供給者それぞれの供給時間内での制限又は中止時間の積み上げとなるため、制限又は中止が各供給者の供給時間をまたぐ場合などには、一供給者による全量供給の場合と割引額が一致しない可能性がある。このため、一供給者による全量供給の場合の制限又は中止の延べ時間数に基づく託送供給に係る制限中止割引額と、各供給者それぞれの供給範囲における制限又は中止の延べ時間数に基づく託送供給に係る制限中止割引額の合計との差分を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業

お、契約超過金については、原則として負荷追随供給を行う者が負担するものとする。

者が請求する電気料金に含まれる託送料金相当において「流通費用調整額」として調整する。

③契約超過金

契約超過が発生する時間帯及び区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の託送供給契約相当の契約電力と他の小売電気事業者の託送供給契約電力の大小により、各供給者の託送供給に係る契約超過金の合計が、一需要場所としての託送供給に係る契約超過金を上回る場合がある。このため、一供給者による全量供給の場合の託送供給に係る契約超過金と、各供給者それぞれの供給範囲における、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は託送供給契約相当の契約電力、他の小売電気事業者は託送供給契約電力に基づき算定した託送供給に係る契約超過金の合計との差分を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の請求する電気料金に含まれる託送料金相当において「流通費用調整額」として調整する。

④予備送電サービス料金その他託送供給に係る事項

予備送電サービス料金、違約金、工事費負担金、電力量料金その他託送供給に係る事項についても、需要家が一供給者から全量供給を受ける際に支払う電気料金に含まれる託送料金相当と同額となるよう運用するため、上記「流通費用調整額」に準じて各供給者間で協議しておくものとする。なお、当該需要家に関して各供給者に適用される接続送電サービスメニュー（標準又は時間帯別）により算定される託送料金相当の合計については、需要家が一供給者から全量供給を受ける際に支払う電気料金に含まれる託送料金相当³と同額となるように運用されるよう事前に協議しておくことが適当であり、パターン1（横切り型部分供給）であっても同様である。

⑤その他

透明性の確保の観点から、上記「流通費用調整額」等として電気料金に含まれる託送料金相当を調整した場合には、当該調整をした区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が需要家に対し、その調整した内容を適切に説明することが求められる。

³ 需要家が一供給者から全量供給を受ける場合には、一供給地点につき一接続送電サービスメニューが適用される。

(5) 標準処理期間

具体的な供給電力量の仕分方法や部分供給を実施した場合の託送供給における取扱いの詳細な協議事項について、本指針に従って対応した場合、パターン1（横切り型部分供給）の標準的な処理期間としては1ヶ月が目安になると考えられる。パターン2（縦切り部分供給）については協議事項が多く、調整に時間を要すると考えられるが、これらも同様に1ヶ月となるよう努めることが期待される。

(6) その他

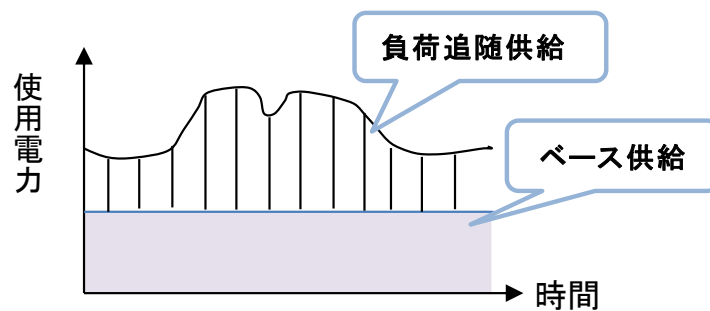
部分供給に関する相談窓口は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者以外の小売電気事業者に対しては一般送配電事業者又は配電事業者、需要家に対しては区域において一般電気事業者であった小売電気事業者とし、要請に応じて適切に対応することが望まれる。

また、一需要場所としての力率の算定に必要な一方の供給者の供給範囲の電力量など、各供給者が部分供給の実施に当たり必要とする内容については、その情報共有について供給者間で合意することが必要である。

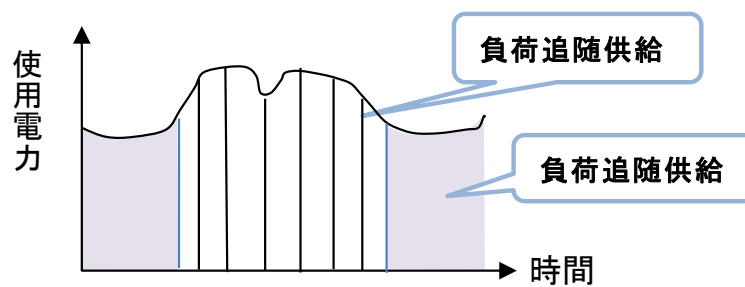
以 上

部分供給のパターンについて (イメージ図)

【パターン 1】 横切り型部分供給

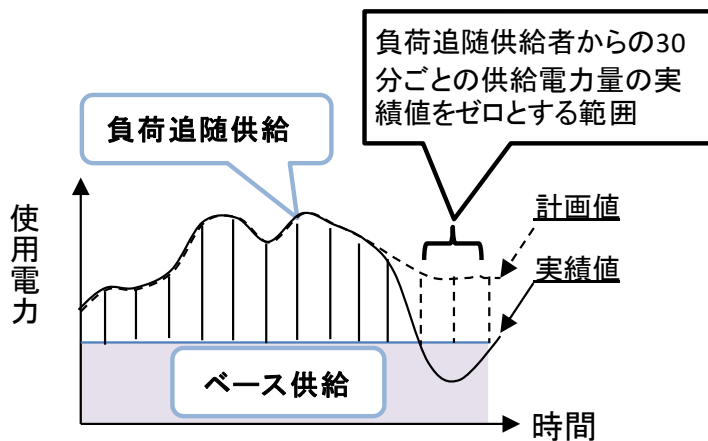


【パターン 2】 縦切り型部分供給



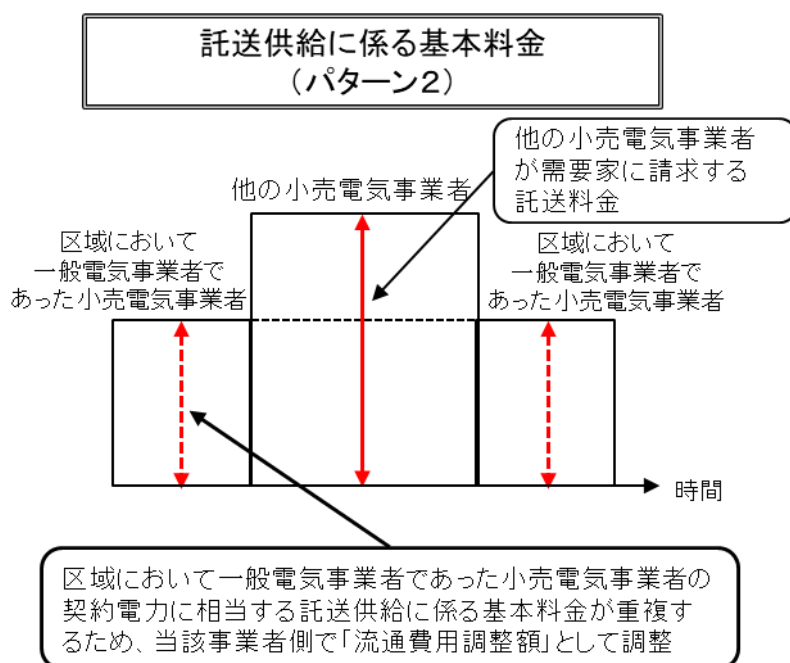
(別紙2)

供給電力量の仕分け方法について (パターン1 の場合のイメージ図)



(別紙3)

託送料金に係る基本料金における流通費用調整額 (イメージ図)



附 則

この通達は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（20240611資庁第2号）

この通達は、令和六年六月十五日から施行する。